

消 生 情 第 320 号
平成 24 年 12 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 政 令 指 定 都 市 市 長 殿

消費者庁長官
阿 南 久

消費者教育の推進に関する法律の施行について

平素より政府の消費者施策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

議員立法である消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号。以下「推進法」という。）については、平成 24 年 8 月 22 日付け消生情第 208 号消費者庁長官通知「消費者教育の推進に関する法律の公布について」により、その公布・概要についてお知らせしたところですが、このたび「消費者教育の推進に関する法律の施行期日を定める政令（平成 24 年政令第 290 号）」により、平成 24 年 12 月 13 日から施行されることとなりました。

つきましては、公布時と同様に推進法の概要、さらに消費者教育推進会議令を別紙のとおり添付いたしますので、御了知いただきますとともに、消費者、教育、福祉、環境その他関係部局間の連携を密にし、適切な対応をとられるようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれましては、貴管内市町村、関係機関・団体及び住民に対して、各政令指定都市市長におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、本法の内容を広く周知されるようお願いいたします。

なお、本件については、文部科学省より各都道府県教育委員会教育長及び各政令指定都市教育委員会教育長あてにも通知される予定であることを申し添えます。